

令和5年7月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和5年7月19日(水)

開会 午前9時31分

閉会 午前10時20分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

2番 大石 則子 委員 3番 上種 正博 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

第3 付議案件

議案第1号	人事異動について	
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第5号	農用地利用集積計画について	7件
報告第1号	農地法第5条の規定による届出について	9件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 江田 征樹 鶴田 千佳子

6. その他出席

川原田 悟

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和5年7月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。
本日の出席者は10名、お一人あとからお見えになります。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号2番、〇〇〇〇委員と議席番号3番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いをいたします。

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、人事異動の発令について、7月1日付で市長部局の異動に伴い、農業委員会事務局の職員につきまして異動を発令しました。

1ページをお願いいたします。

〇〇〇〇主任が市長部局へ異動され、後任として〇〇〇〇主査が任じられております。

以上、説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございますかね。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

それではないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

異動された方から御挨拶をお願いいたします。

(前任・新任者からの挨拶)

ただ今、異動された方のほうから御挨拶がございましたが、前任の方におかれましては大変、御苦労さまでございました。また、後任の方につきましては、これから、どうぞよろしくお願いいたします。兩名につきましては、公務のため退席をさせていただきます。

それでは次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について3件、4筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について3件、4筆の申請がございました。

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり営農計画書も添付をされていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号2の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付されていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員

1 番委員

1番〇〇です。先般もございませんけれども、年齢を書いてあるのと書いてないのがありますけれども、できるなら、年齢を書くなら全部年齢を記載されたほうが、考え方として受け取りやすいんじゃないかと思えます。

以上です。

議長

事務局、お願いします。

事務局

年齢につきましては、市内の方につきましては住基のほうで確認ができますので基本的には表示させていただいておるところでございますけれども、市外の方につきましては、どうしてもその正確性を確保できないということから、現在記載のほうはしていないところがございます。

委員さんからの御意見をいただきましたので、事務局のほうでも協議はさせていただきたいと思えます。

今後、また検討させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長

ほかにございましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい、それではないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 2 号、番号 2 の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号、番号 3 の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 2 号、番号 3 の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から新規就農を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりでございます。念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから農地法第 3 条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第 2 号、番号 3 の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 2 号、番号 3 の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号を議題といたします。

議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による転用許可申請について 1 件、1 筆でございます。

議案第 3 号、番号 1 の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第3号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、南側道路の拡幅に伴う収用によって、隣地の貸駐車場が縮小したこと、また近隣の建築業者の事業拡大により近隣駐車場が不足していることから、転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、東側及び西側水路へ放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、通帳の写しが添付をされております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、都市的整備がされた区域内の農地であり、第3種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、第3種農地は原則許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第3号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

10番委員

10番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

7月11日に、会長と私と〇〇委員、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇〇町に所在する農地です。

申請地は、南側道路の拡幅のため収用にかかったことで、隣接する駐車場が減少することや近隣の建設業を営む会社の事業拡大により駐車場が不足することから申請に至ったものです。

地元の区長さん、生産組合長の同意も得てあります。これらの点から、今回の農地転用申請について、特に問題等は無いと思われれます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員のほうから御意見をいただきましたが、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。

議案第4号、番号1について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、使用貸借権設定に係るものについて1件、1筆の申請がございました。

議案第4号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページのほうを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、住宅の建替えのため農地転用申請をされたものです。土地の利用及び施設の概要は記載のとおりでございます。参考事項の排水計画の雨水は、北側水路及び既存水路に放流される計画となっております。また、資金計画については、融資証明書が添付をされております。

5ページに位置図、それから6ページに土地利用計画図を掲載しております。御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、

第1種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第1種農地の立地基準では原則不許可となっておりますが、例外許可として、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものという事項がございます。

今回の申請は、申請地東側の宅地と一体利用での転用であり、その目的のために必要であると判断できることから、農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第4号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、○委員。

11番委員

11番委員の○です。まず、遅れてきたことをお詫び申し上げます。どうも済みませんでした。

担当委員として一言申し上げます。7月11日に、会長と私と、○○委員、○○推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、○○町に所在する農地となります。

申請者は、1人で暮らす母親と一緒に暮らすため、現在の家では老朽化と高齢の母が住むには適していないということから、家を建て直すにあたって十分な面積を確保するために隣接する申請地と一体利用するために転用申請されたものです。

地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得てあります。これらの点から今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われれます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、○委員のほうから御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

はい、○○委員。

5番委員

○○です。質問なんですけれども、申請者の方の現住所が福岡県○○○市になっているんですが、今お住まいなのは○○○市のほうで、今回、申請地と一体利用地となっているところにも建物が建っているようですが、こちらにはお住まいではないということなんですかね。

議長

はい事務局、お願いします。

事務局

申請者、譲り渡し人のほうがお母さんとなられまして、御主人、配偶者の夫のほうがお亡くなりになるまでは〇〇町のほうにお住まいでした。

それで、今回建て替えるにあたりまして、敷地の建物が一度更地にされるといところから住所を娘さん夫婦のところに移されているというふうに聞いておるところです。

お母さんほうが高齢になられたということで、今後のことを考えて娘さんのほうで鳥栖市に引っ越して御一緒に住まれるということになります。

5番委員

もともと住まれていたお宅を建て替えるということで、よろしいですかね。

事務局

おっしゃるとおりで、建て替えた後は二世帯住宅になるという認識で結構かと思っております。

議長

ほかに、ございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号を議題といたします。

農用地利用集積計画について7件、8筆でございます。

議案第5号、番号1から番号7につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

5 ページから 9 ページをお願いいたします。

議案第 5 号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により 7 件、8 筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、6 ページ、8 ページ及び 9 ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。

1 の利用権設定の中の（1）地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が 9,088 平方メートルとなっております。

次に、（2）の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が 4 件、6,394 平方メートル、使用貸借権が 3 件、2,694 平方メートルとなっており、総合計が 7 件、9,088 平方メートルとなっております。

次に、3 の申請者の状況につきましては、貸人 5 名、借人 5 名、申請枚数は 5 枚となっております。

続きまして、8 ページをお願いいたします。中間管理機構との貸借でございます。

1 の利用権設定の中の（1）地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が 150 平方メートルとなっております。

次に、（2）の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が 1 件、150 平方メートルとなっております。

次に、3 の申請者の状況につきましては、貸人 2 名、借人 2 名となっており、申請枚数は 2 枚となっております。

9 ページを御覧ください。

このページは、6 ページと 8 ページの合計の集計表となります。

1 の利用権設定の中の（1）地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が 9,238 平方メートルとなっております。

次に、（2）の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が 5 件、6,544 平方メートル。使用貸借権が 3 件、2,694 平方メートルとなっており、総合計 8 件、9,238 平方メートルとなっております。

次に、3 の申請者の状況につきましては貸人 7 名、借人 7 名、申請枚数は 7 枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第5号、番号1から番号7について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号について、事務局から説明のほうをお願いします。

事務局

それでは、10ページから13ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして9件、16筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

議長

はい、ただいま事務局のほうから報告をいたしました。各委員のお目通し方よろしくお願いをいたします。

次に、その他の事項で、委員の皆様から何かございましたら。

はい、〇〇委員。

3番委員

3番の〇〇ですけど、その他の項ということで直接は関係ないんですけど、大雨の被害のことなんですけれども、これ農林課あたりにはちょこっと話はしているんですが、非常に佐賀県が大雨の被害とかそういう災害についての補助金っていうかですね、そういうものの体制が非常に弱いんじゃないかっていうことを言ってるんですけども、うちもちょっと隣が福

岡山なんですけれども〇〇市、〇〇町あたりの、あの辺の農家と話をしていきますと、どうしても施設園芸のハウスとかが非常に多いわけなんですけれども、非常に早いと。補助金がつくのが早いというようなことを聞いてですね。特に、鳥栖市はどうしても米麦が中心でもありませんし、施設園芸もアスパラあたりがちょっと主になってくるのかなという気はしてるんですけども。

何らかですね、農林課あたりにもちょっと被害調査等——しているのかしてないのか分かりませんが。そういうのも、ちょっと迅速、また何らか被害があれば、そういうのにも予算をつけて使っていただきたいなというようなことをですね、言っておきたいなと思っております。ぜひ、議事に残しとってください。

議長

ありがとうございました。ほかにございましたら。

はい、〇〇委員。

1 番委員

1 番〇〇です。

本年もまたジャンボタニシが非常に多うございます、遅く植えた人は特に。全滅するようにタニシの被害があっております。

行政としても、ほかの農協とかタイアップして何とかしなければ、せっかく農家が一生懸命、汗を流して作付した苗が喰われてしまいます。何か対策をしなければならぬと思います。

農業委員会も先頭に立って、次年度、タニシについては努力をお願いするところです。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。例年、このジャンボタニシには被害を受けているわけですが、今年は特にひどいようでございますので、本当何らか対策をですね、市もしくは県、それでも駄目なら国というような、関係者に要望等できればありがたいということだと思っております。

この辺につきましては、事務局のほうから農林課のほうに、横の連絡ということでお話をさせていただければということだと思っておりますので、よろしくお願いたします。(発言する者あり)

そうですね、農林の災害もやっぱり工事費自体が余り少ないと補助が出なかったり、国の補助対象にならなかったりというようなことがあって、最終的には個人でしてくださいというような言葉が返ってくる場合もあるようでございますので、その辺ですね。

幾らか、せめて材料支給ぐらいしてもらえれば幾らかでも助かるのかなあとと思います。(発言する者あり)

いろいろと高齢化に伴うものがあるようでございますが、何かほかにございましたら。

(発言する者なし)

ないようでございましたら、事務局のほうから先月の〇〇委員の質問に対する回答関係、お手元の資料に基づいて説明を申し上げますので、よろしくお願ひします。

事務局

それでは、先月の定例会の中で、〇〇委員よりあっておりました、地区計画についての資料につきまして、お手元のほうに資料を準備しておりますので、御確認をお願いいたします。

詳しい内容につきましては、担当課にお尋ねいただきまして、今回は資料を読む形で説明に代えさせていただきたいと思っております。

まず、A 3のカラーの資料とA 4の両面の資料を御確認ください。

資料のほうは、都市計画課よりいただいた物で、A 3の資料につきましては地区計画の概要版、A 4は、それを抜粋、まとめたものとなっておりますのでございます。

A 4の資料について、簡単に読み上げさせていただきたいと思ひます。

A 4表の黒の四角の2つ目、地区計画運用基準の概要でございますけれども、この資料の裏面にある表のとおりで、運用の基準については、これ以外にも区域に関する制限や接続する道路の要件、調整池の設置に関する基準等がありますとなっておりますのでございます。

裏面のほうをお願いいたします。

地区計画の運用の基準については大きく3つございまして、1つ目が、新鳥栖駅から1 km以内で1 ha以上のもの。2つ目が、高速道路のジャンクション、スマートインターチェンジから1 km以内で5 ha以上のもの。3つ目が、小中学校から500m以内で1 ha以上のものとなっておりますのでございます。

建物の用途につきましては、それぞれに戸建て住宅や共同住宅、工場、流通業務施設などが定められているところでございます。

地区計画の運用基準につきましては、以上となっております。

次に、新たな産業団地の開発についての、両面の資料をお願いいたします。

こちらにつきましても、詳しい内容は商工振興課にお尋ねいただき、資料を読む形で説明に代えさせていただきたいと思ひます。

資料を開いていただきまして、6 ページを御覧ください。候補地の検討と選定について、

小郡鳥栖南スマートインターチェンジの北西側の約34haを候補地としている地図を御確認いただきたいと思います。

次に、10ページをお願いいたします。

開発手法につきましては、市の財政負担の軽減を図りスピード重視の開発を目的に、民間提案を基本に市と協議をして作成する事業計画に基づき民間開発で実施しますとなっております。

次の11ページのほうに、市と民間事業者の役割分担として、説明会については市と業者が行う、用地取得については業者、事業計画は市と業者、造成工事は業者、立地企業の選定は市と業者とした役割分担の表が載っておるところでございます。

次に、今後の予定が載っておりますので、御確認をお願いします。

資料についての説明は、以上となります。

続きまして、委員の皆様には事務連絡のほうをさせていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、本日をもって任期満了となります。任期満了に伴いまして、農地利用最適化活動について活動日誌を作成していただき、こちらについてはもう提出していただいている方もいらっしゃると思うんですけども、7月末までに事務局のほうへ提出のほうをお願いいたします。

またそのときに、就任時にお渡しした身分証明書の返還のほうも併せてお願いをしたいと思いますとおるところです。あと、お返しするものがございまして、積立金の返還、3年間分の農業新聞代を引いた残りの金額等をお返しさせていただきたいと思っております。あと、当初お預かりしております認め印鑑についてもお返ししたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

事務局からは、以上となります。

議長

はい、ありがとうございました。今のことにつきまして、何か質問ございましたらお願いをいたします。

3番委員

今回、34haの基里の産業団をしてもらってますけれども、これ以外の話っちゃ聞いちゃなか。これも含めてばってんが、これ以外にもちょこちょこ聞くとですよ。(発言する者あり)

議長

それでは、ようございますかね。この問題まだ、後々ずっと続くと思っておりますけれども、よろしくお願いをいたします。

お手元に配付をされました資料につきましては、ざっと説明しましたので、あと中身は各

委員の皆様方、お目通しのほうよろしくお願いをしたいと思います。

もうよかかな、まだある。

事務局は、ないですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは以上をもちまして、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____